平成２２年（フ）第２３８３号
岐阜県可児市緑２丁目58番地１
破産者　小山　正洋
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８７号
愛知県春日井市高森台１丁目17番地23
破産者　杉浦　順一
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８８号
愛知県春日井市高森台１丁目17番地23
破産者　杉浦　佳子
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３２号
愛知県豊明市新田町村合５番地、開始決定時の住所愛知県大府市北山町１丁目40番地
破産者　三浦　庸子
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８７号
兵庫県西宮市青木町６番10―205号
破産者　前田　富吉
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８２号
奈良県天理市成願寺町96番地38
破産者　岡本　忠司
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９４号
奈良市大安寺西３丁目５番２号
破産者　谷垣　仁美
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７６１号
広島県安芸郡府中町茂陰１丁目２―30パレファミーユ105号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム２丁目21番29号
破産者　小沢喜三郎
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９８号
大阪市淀川区新高３丁目10―８―303号、住民票上の住所広島県廿日市市阿品台西４番20―204号
破産者　柳川　幸子
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１２号
札幌市手稲区曙５条３丁目15番25号　曙５・３―102号
破産者　星野　　修
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３６号
札幌市東区伏古３条２丁目２番26号　佐渡伏古マンション305号、住民票上の住所札幌市東区北12条東15丁目５番21号　オリーブハイツＡ103号
破産者　高田登美子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１号
函館市花園町42番８―202号、開始決定時の住所函館市本通３丁目８番９号
破産者　三浦　秀樹
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０６号
北海道上川郡清水町字清水732番地11
破産者　三越　　勝
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
秋田市雄和椿川字前椿岱44番地７
破産者　熊谷由貴美
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
山形県南陽市三間通505
破産者　佐藤　　信
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２５４号
福島県郡山市八山田七丁目７番地　ウィンパルⅡ201号
破産者　紺野　米子（旧姓新田）
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
埼玉県入間郡三芳町みよし台６番地４　スカイハイツ302号
破産者　長嶋　友二
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２６６号
横浜市戸塚区汲沢町671番地１
破産者　金井恒太郎
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１１号
横浜市南区蒔田町字三度台1018番地の15　ワコーレロイヤルヒルズ横浜蒔田307号
破産者　水谷　　信
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部